

## 第 8 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第4号事務の欄中「（昭和29年法律第199号）」を「（昭和29年法律第119号）」に、「第29号」を「第30号」に改め、同表第13号事務の欄中「第60号」を「第62号」に改め、同表第16号事務の欄(6)中「(13)」を「(14)」に改め、同欄(10)中「(13)」を「(14)」に改め、同欄(13)中「(12)」を「(13)」に改め、同欄中(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)の次に次のように加える。

（12） 法第51条第3項の規定による違反転用者等に係る公表に関する事務（(11)に掲げる事務に係るものに限る。）

別表第16号市町村等の欄中「熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市」を「各市」に改め、同表第22号事務の欄(4)中「昭和24年法律第181号。」を削り、同表第45号市町村等の欄中「八代市」の次に「、荒尾市」を加える。

### 附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第4号事務の欄、第13号事務の欄、第16号市町村等の欄及び第22号事務の欄の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際この条例による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為（いずれも施行日以後において新条例別表市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。）は、施行日以後においては、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

（提案理由）

熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとしたこと等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。